尾道市歯科医師会 《歯科》

診療時間 9:00~13:00 (時間厳守)

高須

栗原

浦崎

そえだ歯科医院

田中第二歯科

檀上歯科医院

中尾歯科医院

十四日元 ☎37-2067

鍋島歯科医院

土堂1 ☎22-2878

はしづか歯科医院

新浜2 ☎24-3355

☎46−5044

☎24−2888

☎73−3025

診療時間 9:00~15:30 (時間厳守)

消費生活 相談ファイル

? 相談内容

申込・問い合わせ先

すでに弁護士に相談中のもの、

書面の作成やチェックについて

の相談などは対象外です。また、

相談は1回限りで、繰り返し相談

秘書広報課

尾道支部内(新浜一丁目) | ☎0848-22-4237

☎0848-38-9395

することはできません。

広島弁護士会尾道地区会

広島県行政書士会尾道支部

NPO法人尾道空き家再牛プロジェクト

☎0848-29-6514

☎080-5624-5067

東部地域県民相談室

人権男女共同参画課

☎0848-21-0322

20848-36-5003

20848-22-3499

☎0848-22-2010

☎0848-37-9459

☎0848-63-4111 (**※**3)

尾道市消費生活センター

商工課 ☎0848-38-9183

☎0848-37-4848

☎0845-26-6212

ハローワーク尾道 **☎**0848-23-8609

しまおこし課

青少年センター

- 原在金事務所

福祉まるごと相談窓口

健康推進課

☎084-931-5522 (*1)

20848-37-2631 (*2)

くらしサポートセンター尾道

ひきこもり支援ステーション みらサポ

1年前にエステ店で、契約期間が 1年半、回数が18回のフェイシャル エステコースの契約をした。しかし仕 事が忙しく、1年経過した現在2回し かエステを利用できていない。あと 半年で残り16回通うのは無理なの で、解約をしたいとお店に申し出た が「コースの一部を消化しており、途 中で解約・返金は一切できない と (20歳代 女性) 言われた。

アドバイス

当該契約は特定商取引法に定めがある特定継続的役務提供契約であ り、契約期間内であれば、中途解約可能な契約であることを説明しました。

これって解約できますか?エステや語学教室等の契約

- ◆条件を満たせば、クーリング・オフや中途解約ができます。 契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を超えるエステや語学教室な どの契約は、契約書面の受領から8日間はクーリング・オフにより契約解 除ができます。また、契約期間内であれば理由を問わず一定の違約金を 支払って中途解約ができます。
- ◆長期間にわたる契約は、途中で解約せざるを得ない状況になるかもしれ ないことを想定し、解約条件をよく確認した上で契約しましょう。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください ・・ 閲尾道市消費生活センター (商工課内☎0848-37-4848)

+ 休日 当番医

※内科系・小児科系・外科では、昼食時間などによりお待たせする場合があります。

※変更になることがありますので、尾道市消防局(☎0848-55-9120)または当番医へ受診前に電話でご確認ください。 ※毎日(土・日・祝日を含む)20:00~23:00は夜間救急診療所(門田町☎0848-38-9099)で診察しています。 急なけがや病気の際はご利用ください。

尾道地区

※市外局番「0848」

尾道市医師会 《内科系・小児科系・外科》

診療時間 9:00~17:00 (時間厳守)

月	日	内科系	小児科系	外 科
9月	17日	おかはし内科医院 三軒家 ☎22-2262		住元整形外科医院 ^{栗原西2} ☎22-3800
	18日	砂 田 内 科 久保1 ☎37-5888	かなもと医院 (小・内) 門田 ☎23-4677	かなもと医院 門田 ☎ 23-4677
	23日	平 櫛 内 科 医 院 栗原東2 ☎22-9748	向島小児科外科クリニック (小・外) 向島	
	24日	松 本 病 院 久保3 ☎37-2400		
10月	1日	山 本 医 院 美ノ郷 ☎ 48-0021	小松クリニック (小・内) 栗原 ☎22-8855	上 野 整 形 外 科 高須 ☎ 46-0080
	8日	村 上 記 念 病 院 新浜1 ☎22-3131	土本ファミリークリニック (小・内) 向島 ☎44-0246	古島整形外科高須 ☎20-2222
	9日	松本内科胃腸科医院 向東 ☎45-2277	字根クリニック (小・内) 高須 ☎ 47-4111	坂上整形外科クリニック 向東 ☎45-3800

瀬戸田地区 ※市外局番「0845」

診療時間 9:00~17:00 (時間厳守)

月 日	医療機関	
9月17・18・23日、10月1・9日	瀬戸田診療所	☎ 27-2161
10月8日	児玉医院	☎ 27−0833
9月24日	永井医院	☎ 27-0020

月 日

9月17日

18日

23日

24日

10月 1日

因島医師会病院(因島中庄町)がすべての休日に 対応します。 ☎24-1210

30 広報おのみち・令和5年9月

容

В

10月12日(木) 13:00~16:00

10月20日金 13:00~15:00

10月10日(火) 13:00~16:00

10月16日(月) 13:00~16:00

10月18日(水) 13:00~16:00

10月5日(木) 13:00~16:00

10月10日火 13:00~16:00

10月13日金 13:00~16:00

10月11日(水) 10:00~16:00

10月25日(水) 10:00~16:00

10月7日出 10:00~16:00

10月10日火 10:00~16:00

9:15~12:00、13:00~16:00

9月25日(月) 13:00~16:00

10月10日火 13:00~16:00

10月11日(水) 13:00~16:00

月~金曜、第4日曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

月~金曜(祝日を除く)

火・木曜 10:00~15:30

9:00~12:00、13:00~17:00

9月21日(水) 16:30~19:20

10月 5 日休) 13:30~16:20

9月20日(水) 10:30~12:20

10月18日(水) 10:30~12:20

9月20日(水) 10:00~14:00

10月18日(水) 10:00~14:00

月2回(お問い合わせください。)

月1回(お問い合わせください。)

10:00~15:30

10:00~15:30

9:00~16:00

8:30~17:15

9:00~17:00

9:00~17:00

9:00~15:30

金曜

10月 2 日(月) 13:00~15:00 尾道市役所

因島総合支所

尾道市役所

向島支所

尾道市役所

因島総合支所

因島総合支所

御調文化会館

広島地方裁判所

総合福祉センター

(三軒家町3-23)

広島県福山庁舎3階

北村洋品店

尾道市役所

御調文化会館

因島総合支所

総合福祉センター

総合福祉センター

総合福祉センター

総合福祉センター

青少年センター

尾道市役所

尾道市役所

尾道市役所

因島総合支所

因島総合支所

因島総合支所

ハローワーク尾道

向島支所

(おのみち生涯学習センター内)

因島総合福祉保健センター

瀬戸田支所

尾道市役所/向島支所/

内

(法律相談全般) ※受付は9月19日(火)から。

(国等に対する意見ほか。行政相談委員が対応)

※相談日の一週間前の10:00から予約受付

(相続・遺言・農地法その他許認可手続き)

空き家バンク「空き家相談会」

※対象地域はお問い合わせください。

(離婚・相続・借金・近隣トラブルほか)

(偏見や差別、いじめなどの人権問題ほか。

(働きたくても働けない、経済面等で生活に困っているほか。

子育で世代包括支援センター "ぽかぽか"

(妊娠・出産・子育で)【来所相談要予約】

ひきこもり支援ステーション みらサポ

(子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ)

年金相談(公的年金制度全般)[要予約]

(契約に関するトラブル・多重債務ほか)

※電話相談、オンライン相談可。

※事前にお問い合わせください。

因島一日職業相談会

就職支援セミナー

(仕事や就職に不安や悩みを持つ人の

(応募書類作成・面接対策・実践コースなど)

※予約締切時間は、希望日の前日(土・日・

くらしサポートセンター尾道

(複雑で多くの問題を抱えている)

(ひきこもりに関する相談対応)

青少年相談室 ※来所相談可。

祝日を除く)の12:00まで。

消費生活相談 ※電話相談可。

尾道しごと館[予約優先]

相談窓口)

弁護士相談 [要予約]

司法書士相談[要予約]

弁護士法律相談[要予約]

行政書士無料相談会

東部地域県民相談室

人権擁護委員が対応)

福祉まるごと相談

※利用には収入などの条件あり。

(土地・建物の登記ほか)

※相談時間は20分。

※相談時間は30分。

行政相談

人権相談

3 1

9 東月部

18地域県

・10月9日/月は祝日の民相談室については、

おり

ても、各種相談できませ

談す

を行って

即っ

ill (`\

3社会福祉協議会いては、広島法務1

広報おのみち・令和5年9月 31